



同時に2カ所以上の事業所で勤務する方は、健康保険および厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に関して**日本年金機構へ届出が必要です。**

Point 1 社会保険は2つ目の会社も加入する必要がありますか？

それぞれの事業所ごとに社会保険の加入要件を満たしているか等を判断されます。

兼業（兼務）

A社、B社それぞれで社会保険の加入要件を満たすと、、、



A社

B社

**A社、B社両方で
社会保険に加入することとなります。**

例えば、次のような働き方をすることが対象になります。

- A社およびB社で法人の代表者
- A社で法人の代表者かつ、B社で正社員として勤務する方
- A社およびB社で正社員として勤務する方
- A社およびB社で短時間労働者として勤務し、それぞれの会社で加入要件※を満たす方

※ 加入要件は企業規模によって異なるため、お勤めの事業所に確認してください。

Point 2 何か手続きは必要ですか？

被保険者本人から「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を日本年金機構に提出する必要があります。

同時に2カ所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合、いずれか1つの事業所を主たる事業所として選択し、管轄する年金事務所または保険者等を決定する必要があります。

- 健康保険組合に加入する事業所を選択する場合は、健康保険組合への届出も必要です。詳細は健康保険組合にお問い合わせください。
- 70歳以上の方は、「厚生年金保険 70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」の提出も必要です。
- 上記届書に個人番号を記載して提出する場合は、本人確認書類の添付が必要です。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

健康保険証はどのように発行されますか？

選択した事業所のみで健康保険証が発行されます。

被保険者本人が選択した事業所を管掌する保険者から健康保険証が発行されます。

※ 複数枚発行されている場合は返却してください。

保険者
全国健康保険協会 東京支部
(協会けんぽ)



A社

選択した事業所

保険者
全国健康保険協会 大阪支部
(協会けんぽ)



B社



A社（協会けんぽ東京支部）のみが健康保険証を発行します。

保険料はどうなりますか？

それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分し決定されます。

それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額が決定されます。この標準報酬月額に厚生年金保険料率、選択した事業所の健康保険料率をかけた保険料額を、それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分して決定されます。

保険料額の計算例（厚生年金保険料の場合）

A社
報酬月額
200,000円

B社
報酬月額
100,000円

合算

標準報酬月額
300,000円

$$\begin{array}{rcl} \text{標準報酬月額} & & \text{厚生年金保険料率} \\ 300,000円 & \times & \frac{183}{1000} \\ & & = \text{厚生年金保険料} \\ & & 54,900円 \end{array}$$

厚生年金保険料は、事業主と被保険者で折半します。

事業主負担分：27,450円 被保険者負担分：27,450円

$$\text{A社での被保険者負担分} \quad 27,450円 \quad \times \quad \frac{200,000円}{300,000円} \quad = \quad \underline{18,300円}$$

$$\text{B社での被保険者負担分} \quad 27,450円 \quad \times \quad \frac{100,000円}{300,000円} \quad = \quad \underline{9,150円}$$

健康保険料率は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の各都道府県支部、または健康保険組合にお問い合わせください。

2カ所以上の事業所で社会保険に加入する場合の手続きの詳細は、日本年金機構ホームページの「複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き」および「70歳以上で複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き」をご覧ください。

